

平成22年度 第1回芦屋市社会福祉審議会会議録（要旨）

日 時	平成22年7月22日（木）午後2時30分～午後4時30分
会 場	芦屋市保健福祉センター 会議室2
出席者	出席 会長 中田 智恵海 委員 多田 梢, 徳田 直彦, 畑中 俊彦 加納 多恵子, 大嶋 三郎, 岡本 威 欠席 委員 小笠原 慶彰, 都村 尚子, 渡辺 宏子（敬称略） 事務局 磯森保健福祉部長, 浅田保健福祉部次長(福祉センター担当), 寺本地域福祉課長, 竹迫地域福祉課長補佐, 松井地域福祉課課員
会議の公表	公開 非公開 部分公開
傍聴者数	なし

1 議 事

芦屋市保健福祉センターについて

2 内 容

= 事務局より資料確認 =

レジュメ・委員名簿

芦屋市附属機関の設置に関する条例(抜粋)

芦屋市社会福祉審議会規則

芦屋市保健福祉センター パンフレット

事務局/寺本：みなさま，こんにちは。保健福祉部地域福祉課の寺本でございます。

本日は，お忙しい中，お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただ今から平成22年度第1回芦屋市社会福祉審議会を開催させていただきます。

はじめに，委員の皆様の任期についてでございますが，社会福祉審議会の委員の任期は2年間と定められておりまして，今年の3月末をもって前の任期が終了いたしました。今年度の審議会では，引き続きご就任いただいております委員6名，新たにご就任いただいた委員4名，合わせまして10名の委員の皆様で構成しております。

また，長年，当審議会の会長としてご尽力いただきました武庫川女子大学の白石先生が，この3月でご退任されましたことを，感謝の意とともに，報告させていただきます。

本日は，第1回の審議会となりますので，ただ今から委嘱状を交付させていただきます。市長が皆さまの席にうかがい，順に交付をいたしますので，席の方でお待ちいただきますようお願いいたします。

= 委 嘱 状 交 付 =
= 市 長 あ い さ つ =
= 委 員 紹 介 =

事務局/寺本：それでは、議事の(1)会長副会長の選出に先立ちまして、この社会福祉審議会について説明させていただきます。芦屋市附属機関の設置に関する条例の抜粋、第2条のうち、裏面のピンクのマーカでしるしてあります。社会福祉審議会は、「市民の社会福祉に関する事項についての調査審議」を担任事務とする機関として位置づけられております。

続きまして、芦屋市社会福祉審議会規則の第1条におきまして、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。としております。

第3条第2項におきまして、委員の過半数の出席がなければ会議が開く事ができないとなっております。本日は10名の委員さんの内、7名の委員さんにご出席いただいておりますのでこの会議は成立していることを報告させていただきます。それからお手元に資料は用意してございませんが、この会議は情報公開条例の第19条におきまして原則公開となっております。本日傍聴の希望がありましたら傍聴を承りたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、議事(1)の会長副会長の選出でございますが、芦屋市社会福祉審議会の規則、第2条第2項の規定に基づき、委員の互選より定めるとなっております。

=== 会長 中田 智恵海 委員， 副会長 小笠原 慶彰 委員 を選出===

=== 会長あいさつ ===

中田会長：ありがとうございます。福祉センターは、15年前の震災のときに着工直前で延期になり、14年経ちます。その時も社会福祉審議会委員をさせていただいております。しばらく引退させていただいていたんですが、白石先生がおやりになっているのを継がせていただくことになり、とても光栄に思っております。今、こういうふうな過渡期になりますというか、飛躍の年に社会福祉審議会委員の会長になりますことは名誉なことでありまして、ありがたいと思っております。皆様方からのご意見を伺いながら進めていければと思っております。どんなに些細なことでもおっしゃっていただけたらありがたいです。協力を得ながら進めていきたいと思っております。どうぞ、よろしく申し上げます。

事務局/寺本：それでは、議事の進行をお願いいたします。

中田会長：それでは、芦屋市の保健福祉センターについて事務局から説明をお願いします。

事務局/浅田：それでは説明させていただきます。芦屋市保健福祉センターの第1回社福審の会場に選んでいただき、ありがとうございます。また、暑い中お越しいただいてありがとうございます。17日に、オープニングの式典を無事終了いたしました。

午前中の式典では、100名程の皆様にお越しいただきまして、午後からは、一般市民の方にご見学いただきましたが、予想以上の方で、大人の方は600名超えまして、乳幼

児は100名弱で、合計約700名の方にお越しいただきました。それだけ関心が深かったのかな、待っていただいていた施設だったのかなというふうに思ひまして、改めて心引き締まる思いでございました。7月20日から事業を開始しています。

お手元のパンフレットと広報あしや7月15日号で簡単に説明させていただきまして、施設をごらんいただきたいと思ひます。

パンフレットの表紙ですが、芦屋市保健福祉センターといたしまして「障がいのある人もない人も高齢者も子どもみんな笑顔で集える場」ということと書いてあります。ここを地域福祉の拠点としていろんな方に来ていただいて、支えあう場所でありたいという気持ちであります。

- = 保健福祉センターの説明 =
- = センターの見学 =
- = センター見学後、意見交換 =

中田会長:音が響くような感じがしますね。子育て支援センターのプレイルームのところは、にぎやかでとてもいいんですけど、児童相談のところでは、ご相談の声が聞こえないという心配がありますね。

事務局/磯森:その件は、電話の業者に言って、音の調整をするとか相談してみたらと先ほど話しました。

加納委員:社会福祉協議会の表札や共同募金委員会の表示が表にないようですが、どっかにあるんですか。

事務局/浅田:共同募金委員会の表示はございません。表札的なものはどこもつけていません。

加納委員:そうすると、社会福祉協議会に行こうと思って、市外の方が車で運転していらしたら分りにくいんですね。保健福祉センターの中に社会福祉協議会があるんですよというご案内をしておかないといけませんね。

事務局/浅田:表札的なものは意識していなかったんですが、芦屋市保健福祉センターといったら建物の名称ですから、マンション名と同じような感覚で思ひいただき、そこを表示していただくことによってご案内できるというふうに思ひています。外の表札は、全体の中での建物の名称ですので、センター内に有りますすべての事業に関わるセンター名等はでていません。細かく書いているエリアの部分に関しては、もちろんこちらのほうも細かく小分けしていますから、それと同じレベルで書いています。

加納委員:介護予防センターとか子育て支援センターと社協とは、また違うと思ひますねえ。

事務局/浅田：広報あしやに載っている『はなみずき芦屋』は、木口記念館と芦屋保健福祉センターと芦屋温泉の3つの施設のゾーンをいい、全体のくくりになっています。

次に、福祉センターの中で何があるのかは、中身を見ないといけないという状況になると思います。そのレベルで合わせていったということとだけいただければと思います。

中田会長：この保健福祉センターの中に、さらに保健センター、子育て支援センター、介護予防センターが並んでいるということですね。

事務局/浅田：ここの案内のなかに社会福祉協議会を載せないということじゃなくて、ここ（パンフレット）にはちゃんと載せていますので。

加納委員：でも、市外の人とかここで会場を使う場合、社協のいろんなイベントをする場合、いちいち福祉センター内とか書かないといけないということですね。

事務局/浅田：保健福祉センター内というのは住所の1部、マンションの名前だと思っていたらいいと思うんです。全体の芦屋市保健福祉センターとは建物の名前ですから、その建物の中に社会福祉協議会がありますっていうのは、ほかも全部そうですね、こども課もそうですし、介護予防もそうですし、そこで事業をしているということです。

事務局/磯森：いろんな部署の保健センターにしてもご案内出すときは保健福祉センター内保健センターというふうに表示はさせていただいています。こちらに来ていただいたら、3階にあるということが分かるような形をとらせていただいております。

加納委員：タクシーの運転手も看板が出てないから、保健福祉センター行ってと言っても、わからず、足湯のところですといった方がわかりやすい。まして社会福祉協議会行ってくださいと言って誰かがタクシー乗ったらさっぱり分らないということになる。それでいいのかな？そういう説明をしていって段々みなさんに了解を得ていくということになるのかな。社会福祉協議会と共同募金委員会は全然はずされちゃってるように思いますね。

事務局/浅田：今はまだ芦屋市保健福祉センターがそんなに認知されていませんから、それはしばらくしたら認知されると考えています。保健センターも今まで別で施設がありましたけど、その名前もでていません。保健センターも芦屋市福祉センター内になっています。

加納委員：それは分りますけどね、それを言っていたら何でもいれちゃえとなってしまう。

徳田委員：その話なんですけどね、議会のほうでも社協についてはでていませんけど、いろんな議員さんがいろんな形で力をいれてきましたので、その思いは強いんですよ。例えば、子育てセンターも子育て支援センターという形で、私が相当訴えてきた施設です。芦屋では高齢者生活支援センターとっていますが、国の政策的な地域包括支援センターとして重要な位置づけをしています。議会のほうで指摘させてもらったのは、センターの中

にセンターがあるのがすごくややこしくて、保健福祉センターの中に歯科センターとか、本来であれば「保健福祉プラザ」とかいう名前の中にセンターがそれぞれあった方が分かりやすかったかなという気がします。今回、各種資料も相当刷り上っていますし、この時期に今さら変えようがないと思いますので、時間的な経過を見て、どっかの段階でどうしても分りにくいようであれば、その時名称の上からの割り振りを考えるとかの形でこたえていくしかないのかなという気がします。

事務局/磯森：今おっしゃっていた議会からのご意見ですが、保健福祉センター中に歯科センター、保健センター、福祉センター、さらに、センターの中にセンターがあるのは一般的に分りにくいですねという、そういった趣旨のご意見いただいております。

中田会長：まだもうひとつセンターがありますね。特別支援教育センターですね。

加納委員が言われるのは、行政の建物と、今一応民間である社協の建物とが一緒の扱いになっているのはどうかということですよ。

加納委員：一緒の扱いになっても、これから福祉の方向性ということで、それは別にどうこういうよりも、表札だけは別だと思っんです。含まれていますというのは芦屋方式というのか芦屋の考えであって、県下というかよその市町の社協の人たちはそれで分るかなっていう、活かしてもらえるかなということ、やっぱり民間の福祉団体と行政とはあくまでも違いますので、だからそれをひとつにして文字が入ってます、中に入れば分りますっていう説明で通るのかなと思います。

事務局/浅田：宝塚の総合福祉センターもそうなっているように思います。その辺の確認もしないといけませんね。

中田会長：でも、そういうことを言っていくと本当に原点から議論し直すということになっていきますので、加納委員もおっしゃることはよく分るんですが、今回は、タクシーの運転手さんにも分ってもらえるような時期がくるのではないかとということで、今しばらく様子を見るということにしましょう。看板をかけた方がいいというご意見が出たということ。

加納委員：出たということで、直接浅田さんの方や、市長さんにそういったみなさんの声が届いているのは確かですから、そういう意見があったことは残しておいて下さい。

中田会長：社会福祉審議会の中でそういったご意見があったということを書いておいていただけたらと思います。今まで音ということと、表示のことについてご意見ありましたけれども、何かございますでしょうか。無いようですので、これをもちまして、議事終了します。

でも、ここはすごく利用されそうですね。遠いと思っていたけど阪神芦屋から徒歩13分なんですね。

事務局 / 浅田：JRからは15分です。ご高齢の方は、もう少し時間がかかるかも知れませんが。

中田会長：それでは、その他として事務局から何かありますか。

事務局 / 寺本：それでは事務局のほうからご案内をいたします。社会福祉審議会の中でこれまでの計画について審議をいただいていたまいりました。市の計画でいきますと、地域福祉計画が19年度から23年度の5年間で終了し、24年度からまた新しくスタートすることになっています。また高齢者のすこやか長寿プラン、介護保険の事業計画を含めたものですが、これも23年度末で終わって24年度からまた新しくなります。それから障がい者の福祉計画も同じく24年度から新しくということになります。今、地域福祉計画でいきますと7月10日に今年度の第1回の市民会議を行い、来年に入りましたらすぐに策定委員会を行う予定にしております。今後、いろんな計画のご審議をお願いすることになるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

中田会長：ありがとうございました。それでは、本日の審議会を閉会いたします。